長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第6条第1項第3号及び第4号に規定する配慮に関する基準

諏訪市建設部都市計画課

次に掲げるものは、長期優良住宅建築等計画の認定を行わない。

- 1. 法第6条第1項第3号による居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準
 - (1)景観計画

景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 8 条第 1 項に規定する諏訪市景観計画に定める事項のうち、建築物に関する制限(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態、匠の制限に限る。)に適合しないもの

(2) 都市計画施設

都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内の建築物

(3)建築協定

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 69 条に規定する建築協定で、次に掲げる建築協定において定める事項のうち建築物に関する制限(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠に係る具体的な制限に限る。)に適合しないもの

ア くるみ台地区建築協定

イ くるみ台西地区建築協定

- 2. 法第6条第1項第4号による自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準(令和4年2月20日~)
 - (1)地すべり防止区域

地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域内の建築物

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内の建築物

(3) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域内の建築物

(4) 災害危険区域

建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域内の建築物

(平成 21 年 6 月 4 日適用) (平成 21 年 10 月 1 日一部改正) (令和 4 年 2 月 20 日一部改正)